測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良地方法務局長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十三年十一月十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　測量の目的　公共測量　四級基準点測量　（地図混乱地域の実態調査及び基準点測量）

二　測量の地域　奈良市富雄北一丁目及び二丁目地区

三　測量の期間　平成二十三年十二月十日から平成二十四年二月二十八日まで